

イースター期間に向けた外出・移動禁止令の強化

4月8日夜、新型コロナウイルス感染症対策として、ギリシャ市民保護省がイースター期間に向けた、以下の外出・移動禁止令の強化を発表しました。同措置は4月8日から27日までの間、有効とのことです（同省ホームページ）。

（1）高速道路、港等に検問所を設け、24時間体制で監視強化する。

（2）飛行機、鉄道、長距離バス、船での移動を禁止する。

例外として、住居地に移動することは一回片道のみ可能だが、提示を求められた場合には、税申告証明書等の住居地を証明できる書類の提示が必要。

（3）居住地から県外への移動に関しては、外出・移動禁止違反金を300ユーロとし、自家用車を使用した場合は、ナンバープレートに60日間差し押さえる。

（4）島間の移動を禁止する。

以下の2点は例外的に認める。

○住居地の島へ移動すること（一回片道のみ可能）。

○医師・薬局訪問、生活必需品の調達、銀行訪問のため大きな島へ移動すること。

皆様におかれましては、外出禁止令下でなにかとご不安、御不便をお感じかとは存じますが、引き続き最新情報の入手と感染予防とに努めてください。

【参考】

市民保護省発表（ギリシャ語）

<https://www.civilprotection.gr/el/enimerosi-apo-ton-yfypoyrgo-politikis-prostasias-kai-diaheirisis-kriseon-niko-hardalia-kai-ton-12>

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp